

医療従事者の負担軽減 及び 処遇改善について

当院では、医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、以下の取組みを行っております

医師の負担軽減及び処遇改善に関する取組み

- ・ 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担
初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、薬の説明や服薬指導
- ・ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ・ 当直翌日の業務内容に対する配慮

看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取組み

- ・ 時間外労働が発生しないような業務量の調整
- ・ 看護職員との多職種（薬剤師、リハビリ職種、臨床検査技師、臨床工学技士、管理栄養士）との業務分担
- ・ 主として事務的業務を行う看護補助者の配置、看護補助者の夜間配置
- ・ 短時間正規雇用の看護職員の活用
- ・ 多様な勤務形態の導入
- ・ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮として半日・時間単位休暇制度、所定労働時間の短縮
- ・ 夜勤負担の軽減として夜勤従事者の増員、月の夜勤回数の上限定
- ・ 11時間以上の勤務間隔の確保
- ・ 夜勤の連続回数が2連続（2回）まで
- ・ 暦日の休日の確保
- ・ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫

多職種との連携

	目標及び取組み事項
【薬剤部】	・ 中止薬の処理、一包化からの抜き取り作業、一包化調剤、持参薬処方初回セット等の継続
【放射線部】	・ 入院患者を含む静脈路確保の対象患者の拡大
【臨床検査部】	・ 看護部の患者送迎が困難な場合、検査事務員または臨床検査技師による搬送補助の実施 (検査業務には支障を来さないことを原則とする)
【臨床工学部】	・ 内視鏡業務継続と内視鏡機器管理の充実
【栄養部】	・ 管理栄養士3名体制でより早期のNST介入を行い、看護業務負担の軽減に繋げる